

柏市柏の葉地域ふるさと協議会各部事業細則

(企画部)

第1条 企画部は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 当協議会の事業計画に関する事。
- (2) 事業予算の策定に関する事。
- (3) 対外諸団体との連携、折衝等に関する事。
- (4) 広報紙の発行に関する事。
- (5) ホームページ運営や協議会事業の記録保存に関する事。
- (6) その他企画・広報事業全般に関する事。

(総務部)

第2条 総務部は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 総会、役員会、部会等会議に関する事。
- (2) 議事録の作成。
- (3) 協議会資料の整理及び団俸事務室、備品の管理に関する事。
- (4) 決算及び会計に関する事。
- (5) 柏市ふるさと協議会等連合会会議に関する事。
- (6) その他総務全般に関する事。

(防犯防災部)

第3条 防犯防災部は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 防災発生時における地域住民の安全確保等の対策や活動に関する事。
- (2) 防災訓練や救急救命の研修や講習会に関する事。
- (3) 防犯パトロールや交通安全等に関する事。
- (4) その他防犯防災事業全般に関する事。

(環境部)

第4条 環境部は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生活環境の向上に関する事。
- (2) 環境整備、環境美化、緑化運動に関する事。
- (3) 環境に係る研修や講習会に関する事。
- (4) その他環境事業全般に関する事。

(児童・高齢福祉部)

第5条 児童・高齢福祉部は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童の健全な育成事業に関する事。
- (2) 乳幼児等の養育に関する研修や講習会に関する事。

- (3) 高齢者支援事業に関する事。
- (4) 介護者一人暮らし高齢者への福祉活動に関する事。
- (5) 柏市、柏市社協及び他の関連団体との協同事業等に関する事。
- (6) 地域での支えあい活動に関する事。
- (7) その他児童・高齢者福祉事業全般に関する事。

(附則)

この細則は、2021年1月1日から施行する。